

## 147. 運営形態からみた西條祭りの内発的発展の基礎的条件に関する研究

A Study on Fundamental Conditions of Endogenous Development in Saijo Festival through the Analysis of the Management Form

石川仁生<sup>\*</sup>・木下 光<sup>\*\*</sup>・丸茂弘幸<sup>\*\*</sup>・長友伸介<sup>\*\*\*</sup>  
Jinsei Ishikawa, Hikaru Kinoshita, Hiroyuki Marumo, Shinsuke Nagatomo

This paper aims to clarify fundamental conditions of endogenous development in the Saijo festival through the analysis of the management form which consists of three viewpoint, 1) dedication of floats, 2) types of owners and participants, 3) the local community which maintain the festival.

First of all, the number of floats has increased about twice in twenty years with maintaining the traditional style of the festival. Secondly, a group of owners is coincident with the local community, but on the other hand participants are allowed to carry a float beyond the local community. Finally, the local community is identified as the spatial and social character and has a role of supporting the increase of floats and participants.

**Keywords** : 西條 祭り 屋台 部落 経費負担者 昇き夫  
Saijo festival float local community owner participant

### 1. 序

#### 1-1 研究の背景及び目的

西條祭り<sup>(1)</sup>は愛媛県西條市内中央部、現在<sup>(2)</sup>全市民の7割弱の人口を抱える伊曾乃神社の氏子町内の祭礼である。8割以上の世帯数を占める氏子町内に屋台<sup>(3)</sup>が存在し、その数が81に上るという市域の広範囲に渡り多くの市民が積極的に参加する祭りといえる。

西條祭りの発祥は定かではないが、初めて文献に「屋台」の言葉が登場するのは、1761年(宝暦11年)まで遡る。現在において、一神社に奉納される屋台の数は日本最多であり、西條祭りは今日まで持続的に発展し、かつ守られてきたと言える。

本研究では、運営形態を 1)屋台奉納 2)屋台運営の手法 3)運営基盤としてのコミュニティ、三つの観点から論じ、それぞれの特徴や変化を明らかにし、歴史的にどのようにして屋台が増加したのかを分析する。それらの知見を通して、西條祭りが発展してきた経緯を明らかにすると共に、伝統的な祭礼が衰退せず発展していくための基礎的条件を読みとることを本研究の目的とする。これによって、屋台を持つことが地域コミュニティにおいてどのような意味を有するか考察することが可能である。

#### 1-2 研究の方法

本研究では、各屋台の運営形態を把握するため、各屋台に対するアンケート調査<sup>(4)</sup>と悉皆調査を行った。アンケート調査は現在における各屋台の屋台代表者に対して行い、各屋台の運営組織の基本単位となる、現在行政でも把握しきれていない地縁及び血縁関係から成る部落に関するものである。その内容は屋台運営に関わる部落

の総世帯数、屋台の運営に関し、部落内外の者がどの程度参加しているかについてである。また、部落は行政によって線引きがなされている自治会とは異なり、その領域が明確になっていない。

他方、悉皆調査では祭礼時に可能となる屋台格納庫の設置場所及びその形態や機能について 2002年(平成14年)度における各屋台の状況把握を行った。

### 2. 屋台奉納の特徴と歴史的変遷

#### 2-1 屋台の奉納

西條祭りでは、伊曾乃神社の神輿が2日間をかけ氏子町内を「渡御」し、それ自身には神の宿っていない81の各屋台が神輿をお供するよ

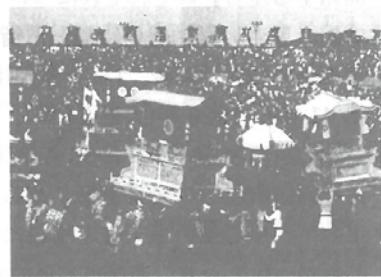


写真1 奉納される屋台

うな形で練り歩く。「奉納」がなされる。神輿の巡回路は図2に示すように、伊曾乃神社を出発し1日かけて御旅所に着き1泊し、もう1日かけて城下(陣屋跡)<sup>(5)</sup>等を巡り伊曾乃神社へと帰るというものである。各屋台は2日目に神輿を迎えて御旅所に集合した後、統一行動を行い、最後に川原から伊曾乃神社へ帰る神輿を見送る。

祭礼はほぼ変化なく続いてきた伝統的な都市祭礼である一方で、長い歴史の中で全体として屋台数、それに伴って屋台巡回路が変化した。屋台それ自体では取り外し可能な台車<sup>(6)</sup>の取り付けが行われ、祭礼の重要な局面

\*正会員 フリー (Free) \*\*正会員 関西大学工学部建築学科 (Kansai University)

\*\*\*正会員 宇田被服株式会社 (Uda clothing co.)

では使用されないが、この台車によって長い巡回に、多くの人手をかけなくてもよくなった。また、屋台運行への女性の参加が認められるようになり、祭礼日が近づくと各地区の主要な場所で組み立てられ仮設格納庫に収納されていたものが、現在では常設の格納庫内に解体せず保存する等、運営に直接関わる変化も見られる。

## 2-2 奉納される屋台数の変遷

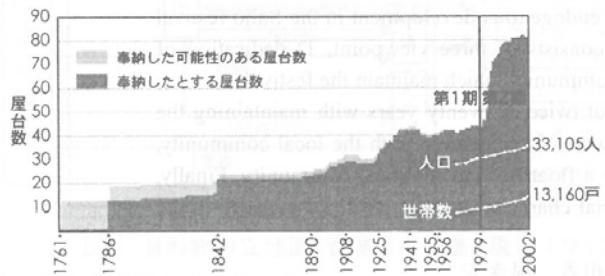


図1 奉納される屋台数の変遷

奉納される屋台数は図1<sup>(7)</sup>に示すとおり、長期に渡り増加を続けるがその速度は一定ではない。1978年(昭和53年)までは1920~30年代、1890~1900年代に増加時期があるものの、全体としては緩やかに増加している。これに対し、1979年(昭和54年)以降に奉納を開始し現在まで続けている屋台数は、全81屋台中40であり、この23年間においてその数はほぼ倍増したと言える。これ故に本研究において、1978年(昭和53年)以前までを【第1期】、1979年(昭和54年)以降を【第2期】として捉え、【第1期から奉納を続ける屋台】、【第2期において奉納を再開する屋台<sup>(8)</sup>】、【第2期から奉納を開始する屋台】のそれぞれについて特徴を見ていく。

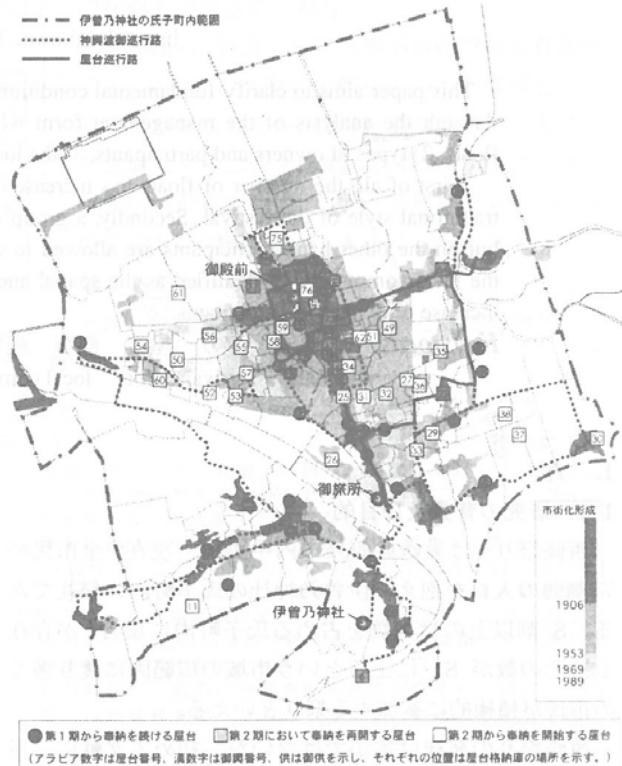
## 2-3 屋台の奉納開始時期と市街地形成

西條では明治以後、1890年(明治23年)、1908年(明治41年)、1925年(大正14年)、1941年(昭和16年)、1955年(昭和30年)、1956年(昭和31年)の計6回にわたり周辺町村との合併を繰り返している。市町村合併によって、中心部の城下町と周辺に点在していたいくつかの村が一体となり、西條市が形成された。

図2からも明らかなように、第一期からの屋台や第二期に再開した屋台は、中心市街地及び御殿前から伊曾乃神社への軸線上や伊曾乃神社周辺に多く、旧城下町や村落において古くから奉納が行われてきた。そして、第二期に開始した屋台はその旧城下町と村落の間、すなわち市街化の進行に伴い、宅地化していく周縁地域において屋台の分布<sup>(9)</sup>は広がりを見せる。

また、市町村合併に伴って1959年(昭和34年)に行政主導の形で自治会が編成され、その後数回の再編を繰り返し、1975年(昭和50年)から1980年(昭和55年)の間において現在の境界線(図2参照)が定められた。このことから第二期に開始する屋台の急増と自治会編成は

ほぼ同じ時期であることがわかる。そして、自治会は屋台運営の基本単位である自治会編成以前からの地縁及び血縁的繋がりを持つ部落とは異なるものの、一つの自治会の中に二つ以上の屋台を持つことはないことから、部落に一定の配慮をしながら編成されたと考えられる。



● 第1期から奉納を続ける屋台 □ 第2期において奉納を再開する屋台 □ 第2期から奉納を開始する屋台  
(アラビア数字は屋台番号、漢数字は御殿番号、供は御供を示し、それぞれの位置は屋台格納庫の場所を示す。)

番号	屋台名	奉納開始時	格納庫
1	中野	1973	○
2	山道	1984	○
3	桶	1932	■
4	日明	1933	○
5	蔽ノ内	1933	○
6	船形	1983	■
7	中ノ段	1956	○
8	東原	1953	■
9	安知生	1954	■
10	洲之内	1961	■
11	奥之内	1983	○
12	沢	1900	○
13	西の川原	1899	■
14	福武新田	1929	■
15	天童	1924	■
16	常心上組	1842以前	■
17	中南	1960	○
18	北ノ丁上組	1786以前	○
19	川原町	1786以前	○
20	西町	1886	○
21	仲町小川	1904	○
22	下小川	1967	○
23	明神木	1926	○
24	登道	1926	○
25	北ノ丁下組	1979	○
26	加茂町	1981	○
27	新王通	1981	■
28	駅前本通り	1981	○
29	上小川	1994	○
30	地蔵原	1981	□
31	北の町中組	1982	○
32	清水町	1982	■
33	岸陽	1983	○
34	駅西	1983	○
35	朝日町	1984	○
36	南町	1986	○
37	若葉町	1987	○
38	錦町	1994	○
39	上喜多川	1962	■
40	上神井	1955	○
41	古川	1970	□

第1期から奉納を続ける屋台  
第2期において奉納を再開する屋台  
第2期から奉納を開始する屋台

■ 集会所に常設  
□ 集会所以外に常設  
○ 仮設

図2 西條の市街化及び奉納される屋台の分布の拡大

### 3. 屋台運営の手法

#### 3-1 屋台運営の仕組み

本研究では、屋台の運営に関し【経費負担】を行う者を【経費負担者】、祭礼当日実際に屋台の【運行】を行う者を【昇き夫】と言い、経費負担者及び昇き夫の両者を合わせて指すとき【運営組織】と言うこととする。

運営組織は一般に、各屋台とも部落の内外の者で構成される。そこで、屋台を主に運営する部落に属す者を【自部落内】、属さない者を【自部落外】と言い、またそれが運営組織に加わることを【参加】、【参入】と言い区別することとする。(図3参照)

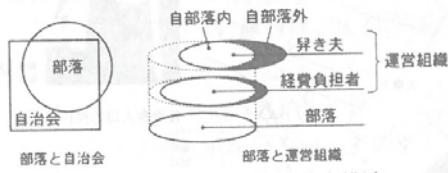


図3 屋台の運営形態の基本構造

各屋台に対して行ったアンケート調査の回答より、「経費負担者」、「昇き夫」の傾向を読みとる。

#### 3-2 屋台の経費負担者に関する奉納開始時期別傾向

屋台を主に運営する部落の総世帯数の内、自部落内の経費負担者世帯数の割合を【経費負担者参加世帯数率】と呼び、自部落内のどれだけの者が経費負担しているかを見る。また経費負担者全世帯数の内、自部落外の経費負担者世帯数の割合を【経費負担者参入世帯数率】と呼び、自部落外がどれだけ屋台の経費負担をしているかを見る。自部落内の参加、自部落外の参入の両面から各屋台の経費負担者の構造を見たものが次の図4である。

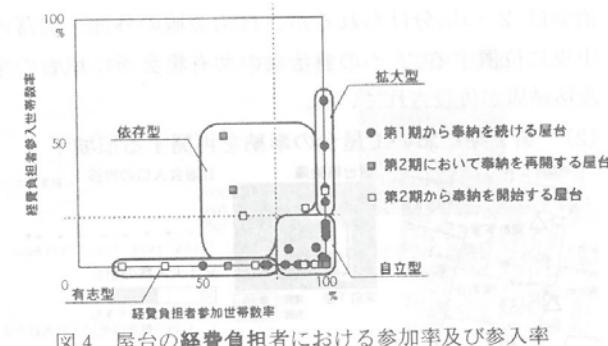


図4 屋台の経費負担者における参加率及び参入率

ここでは自部落内の80%以上の者が経費負担者であれば「経費負担者参加世帯数率」は高い、また経費負担者の内20%以上の者が自部落外であれば「経費負担者参入世帯数率」は高いと考え<sup>(10)</sup>、この基準から経費負担者のあり方を四つに分けた。

(1) 【自立型】(41事例)：「経費負担者参加世帯数率」が高く「経費負担者参入世帯数率」が低いとは、自部落内ほぼ全員が経費負担する一方で自部落外の参入はほとんどない。

(2) 【拡大型】(5事例)：「経費負担者参加世帯数率」

及び「経費負担者参入世帯数率」が高いとは、自部落内全員が経費負担しつつ自部落外の参入が多い。

(3) 【有志型】(8事例)：「経費負担者参加世帯数率」及び「経費負担者参入世帯数率」が低いとは、自部落内の限られた人々が経費負担しつつ自部落外の参入がない。

(4) 【依存型】(4事例)：「経費負担者参加世帯数率」が低く「経費負担者参入世帯数率」が高いとは、自部落内の参加割合が低いにも関わらず自部落外の参入が多い。

「自立型」・「拡大型」・「有志型」には「第1期から奉納を続ける屋台」「第2期において奉納を再開する屋台」「第2期から奉納を開始する屋台」全てが属す一方で、「依存型」には「第1期において奉納を再開する屋台」「第2期から奉納を開始する屋台」のみが属す。

経費負担者に関して自部落内は積極的に参加し、自部落外による参入もあまりない地縁重視といえ、「自立型」を約70%の屋台が占める。また、奉納開始時期別に自部落内の参加率に注目すると、「第1期から奉納を続ける屋台」においては高いものが多く、「第2期において奉納を再開する屋台」、「第2期から奉納を開始する屋台」においては低いものも多い。

#### 3-3 屋台の昇き夫に関する奉納開始時期別傾向

屋台を主に運営する部落の総人口の内、自部落内の昇き夫人口の割合を【昇き夫参加人口率】と呼び、自部落内のどれだけの者が運行に参加しているかを見る。また昇き夫全人口の内、自部落外の昇き夫人口の割合を【昇き夫参入人口率】と呼び、自部落外がどれだけ屋台の運行に参入しているかを見る。自部落内の参加、自部落外の参入の両面から各屋台の昇き夫の構造を見たものが次の図5である。

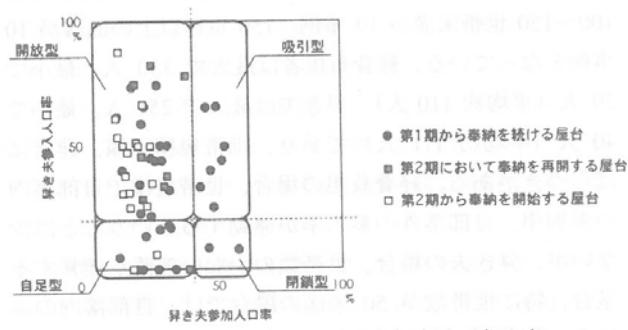


図5 屋台の昇き夫における参加率及び参入率

ここでは自部落内の40%以上の者が昇き夫であれば「昇き夫参加人口率」は高い、また昇き夫の内20%以上の者が自部落外であれば「昇き夫参入人口率」は高いと考え<sup>(11)</sup>、この基準から昇き夫のあり方を四つに分けた。

(1) 【閉鎖型】(2事例)：「昇き夫参加人口率」が高く「昇き夫参入人口率」が低いとは、自部落内が積極的に運行に参加する一方で自部落外の参入はほとんどない。

(2) 【吸引型】(7事例)：「昇き夫参加人口率」及び

「昇き夫参入人口率」が高いとは、自部落内が積極的に運行に参加しかつ自部落外の参入が多い。

(3) 【自足型】(12事例) : 「昇き夫参加人口率」及び「昇き夫参入人口率」が低いとは、自部落内の限られた人々が運行に参加しかつ自部落外の参入がほとんどない。

(4) 【開放型】(37事例) : 「昇き夫参加人口率」が低く「昇き夫参入人口率」が高いとは、自部落内の参加割合が低いにも関わらず自部落外の参入が多い。

「閉鎖型」・「吸引型」には「第1期から奉納を続ける屋台」のみが属し、「自足型」・「開放型」には「第1期から奉納を続ける屋台」「第2期において奉納を再開する屋台」「第2期から奉納を開始する屋台」全てが属す。

図5からも明らかなように、「開放型」が約64%と主流であるものの、参加・参入の割合は多様な傾向がみられる。その中でも「開放型」が多いということは経費負担とは対照的に、運行は自部落内の人々は積極的に参加せず、自部落外の人々による参入が多い、すなわち空間的なまとまりであるコミュニティを越えて様々な人々が昇き夫として参加する解放性を有していると言える。その中で奉納開始時期別にみると、「第1期から奉納を続ける屋台」においては自部落内の参加率が高く、自部落外の参入率が低く、「第2期から奉納を開始する屋台」においては自部落内の参加率が低く、自部落外の参入率が高い傾向がある。「第2期において奉納を再開する屋台」においてはそれらの中間の性質をとる傾向があり、解放性も新しい屋台ほど高いといえる。

#### 3-4 運営組織と部落世帯数との関連性

運営組織を世帯数の規模別に見ると、50世帯未満の部落が10事例、50~100世帯未満の部落が19事例、100~150世帯未満が19事例、150世帯以上の部落が10事例となっている。経費負担者は最大で330人、最小で20人（平均約110人）、昇き夫は最大で251人、最小で40人（平均約111人）であり、世帯規模同様、非常にばらつきがある。経費負担の場合、世帯規模で自部落内の参加率、自部落外の参入率が連動するということはないが、昇き夫の場合、世帯数の少ない部落が運営する屋台、特に世帯数が50未満の屋台では、自部落内の参加率、自部落外の参入率がともに高い傾向にあり、少ない世帯数の部落でも、屋台の運行を可能にしている。

### 4. 屋台奉納を行うコミュニティ

#### 4-1 屋台奉納の事例

前章では経費負担と昇き夫の運営は対照的な結果を示した。すなわち経費負担者に関してはその大半が自部落内で占められ、空間的なまとまりを形成しているのに対して、昇き夫はその空間的なまとまりを越えて参加、参

入している。本章では、昇き夫全員の氏名及び住所が自部落内の者と自部落外の者とを区別して掲載された「昇き夫名簿」<sup>(12)</sup>から、区分が明確である自治会と自部落内外の昇き夫の分布を通して、屋台奉納を行う部落の有り様を読みとる。昇き夫名簿の閲覧が可能であった中から、奉納開始時期と地域の特色から第1期から屋台の奉納を続ける旧村、第2期において屋台の奉納を再開する旧城下、第2期から屋台の奉納を開始する新市街地の三箇所を事例としてみる。

#### (1) 第1期から屋台の奉納を続ける旧村



図6 常心上組

#### [16. 常心上組]

1842年(天保13年)以前から屋台の奉納を続ける。自治会の人口は40年間ほぼ増減がない。昇き夫の分布から自部落内の範囲と自治会境界線との間に差異が見られる。自治会の境界は部落の範囲と異なり定められたが、古くからの部落が継承されていると考えられる。現在自治会は2つに分けられるが、自治会域の外部、部落の中央に位置する2つの自治会の共有集会所に屋台の常設格納庫が併設されている。

#### (2) 第2期において屋台の奉納を再開する旧城下



図7 栄町

古くは「栄町」として合同で屋台を奉納していたものが大正から昭和にかけ3屋台に分裂する。この時期においても西條は周辺村と合併し、西條町となる。西條部において自治会の境界線が引かれ、部落が分断されたことも考えられる。

#### [46. 栄町上組]

1979年(昭和54年)に屋台の奉納を再開する。自治会の人口は最近年若干増加する。昇き夫の分布から自部落内の範囲は自治会境界線の中で偏りがみられる。自治会の境界は部落の範囲を包括して定められたが、古くからの部落が継承されていると考えられる。祭礼時には部落内に位置する個人住宅駐車場に屋台格納庫が仮設される。

#### [47. 栄町中組]

1978年(昭和54年)に屋台の奉納を再開する。自治会の人口は40年間ほぼ増減がない。昇き夫の分布から自部落内の範囲と自治会境界線との間に差異がみられる。自治会の境界は部落の範囲と異なり定められたが、古くからの部落が継承されていると考えられる。祭礼時には隣接する自治会に位置する駐車場に屋台格納庫が仮設される。

#### [48. 栄町下組]

1925年(大正14年)から屋台の奉納を続ける。自治会の人口はここ40年間ほぼ増減がない。昇き夫の分布から自部落内の範囲が自治会境界線の中に広がっている。自治会の境界は部落の範囲とほぼ等しく定められ、古くからの部落がそのまま自治会となっていると考えられる。祭礼時には自治会中央部に位置する商店街に屋台が設置される。

### (3) 第2期から屋台の奉納を開始する新市街地



図8 八丁

#### [61. 八丁]

1989年(平成元年)から屋台の奉納を開始する。自治会の人口は勢いよく増加し屋台奉納を開始した後も続く。昇き夫の分布から自部落内の範囲と自治会境界線との間に差異がみられ、屋台奉納を開始した時期の集まりが新

市街においても部落として継承されていると考えられる。自治会域の端部、部落の中央に位置する自治会集会所に屋台の常設格納庫が併設されている。

#### 4-2 コミュニティ単位としての自治会と部落

三つの事例から明らかなように、祭りを支えるコミュニティの単位は境界が明確な自治会ではなく、領域が曖昧である部落であることが再確認され、奉納時期や地域性が異なるどの屋台においても、自部落内の昇き夫が自治会の区分外であったり、自部落外の昇き夫が自治会の区分内であったりと自部落の領域と自治会の区分がずれていることがわかった。また、自部落外の昇き夫においてかなりの割合の人々が地図外から、すなわち地理的に離れた所から昇き夫として参入している。このことは経費負担者に関して、部落は空間的なまとまりであるといえるが、昇き夫に関しては人的ネットワークといえる社会的なまとまりとしての性格を有していることを示している。また、格納庫が集会所に常設になっているものは「第1期から奉納を続ける屋台」約39%と高いものに対し、「第2期において奉納を再開する屋台」20%、「第2期から奉納を開始する屋台」約13%と低く、事例の多くが自治会の周縁部に位置するように自治会域よりも部落の範囲を重視して設置される。

## 5. まとめ

### 5-1 結論

以上、ここまで述べてきた点をまとめると

- (1)西條祭りは伝統的な祭礼を守りながら、屋台数、屋台巡行路、台車の取り付け、運行への女性の参加、格納庫の常設化等が変化してきた。
- (2)西條祭りに奉納される屋台数は1979年(昭和54年)以降急増し、その数はほぼ倍になっている。
- (3)市街化の進行に伴い、屋台の分布は広がりを見せる。特に1975年(昭和50年)から1980年(昭和55年)にかけて自治会が現在のものに定められた後に奉納される屋台数が飛躍的に増加している。
- (4)各屋台の運営組織の基本単位は、地縁及び血縁関係から成る「部落」であるが、屋台の運営に関し必要となる諸経費の負担を行う経費負担者、祭礼当日実際に屋台の運行を行う昇き夫は、部落の内外の者で構成される。
- (5)屋台の経費負担では自部落内が積極的に参加し、自部落外の参入は非常に少ない。奉納開始時期別に自部落内の参加率を見ると、第1期からの屋台は高いものが多く、第2期において再開した屋台や第2期から始めた屋台は低いものも多い。
- (6)屋台の運行では経費負担と対照的に自部落内が限定的に参加し、自部落外の参入が多い。奉納開始時期別に

見ると、第1期からの屋台は自部落内の参加率が高く、自部落外の参入率は低い。第2期から始めた屋台は自部落内の参加率が低く、自部落外の参入率が高い。第2期において再開した屋台はそれらの中間の性質を持つ。

- (7)自部落内の参加率、自部落外の参入率に世帯数が影響するが、世帯数が少ない屋台ほど参入が多く、結果少ない世帯数の部落でも屋台運営が可能となっている。  
(8)自治会と部落には差異が生じており、屋台の格納庫を自治会集会所に常設する場合においても、自治会域よりも部落の範囲を重視して設置される。

西條祭りは、経済的に支援する経費負担と実際の屋台運行を支える昇き夫を一体的に運営しないという特性を持っている。経費負担は伝統的な祭礼に共通してみられるように外部に閉鎖的であるのに対して、昇き夫は外部に寛容である。すなわち、西條の部落は地縁という空間的なまとまりと人的ネットワークという社会的なまとまりの二つの性質を有しながら、明確な境界によって定義される領域とは異なる柔軟なコミュニティとして位置づけられる。これによって、祭礼の伝統を保持しながら、多くのかつ新しい人々が参加することを可能にしている。このような相反しがちな価値に対するバランス感覚は、屋台において台車を取り付けながら、祭礼の重要な局面では決して台車を用いない一方で、女性の参加を積極的に受け入れるといった柔軟な姿勢に象徴的に表れている。

## 5-2 考察

部落が祭りを支える基盤として機能しながら、屋台の急増に対する理由として、以下の指摘が可能である。

(1) 屋台数が急激に増加した時期と西條市が自治会を組織し、その境界区分を確定させた時期が重なることは明らかであり、それまで組織化された部落を持っていなかった地区や一度、奉納を止めていた地区が自治会を組織するということを契機に屋台の奉納を開始した。

(2) 取り外し可能な台車の屋台への導入も屋台数が急増する時期と同じであり、これにより少人数でも屋台を動かすことが可能になり、女性の参加と合わせて屋台を奉納したいと考えていた地区的参加を容易にした。

(3) 古くから屋台を奉納している地区が屋台を新調する際に、中古の屋台を新規参入する地区が買い取るということが歴史的に行われてきたが、その買い換えのサイクルが時期的に重なった。

このように屋台を持ちやすい環境が整っていくことで、屋台の経費負担は部落や自治会編成と密接に関わりながら、地域コミュニティを形成する核になり、それによって祭りを発展させる原動力になったと考えられる。しか

し、本研究では個々の部落において具体的な経緯・実態を把握するには至らなかった。今後の検討課題とした。

### 《謝辞》

この研究は、高橋清志氏を始めとして祭礼風流研究会蝙蝠団の方々、各屋台代表者、その他屋台関係者の方々のご協力を得て行うことが出来た。この場を借りてお礼申し上げます。

### 《補注》

- (1)西條祭りとは毎年10月14日から17日にかけて行われる愛媛県西條市内三社の祭礼、すなわち石岡神社(市内西部、水見:10月14日、15日)、伊曾乃神社(市内中央部:10月15日、16日)、飯積神社(市内東部:飯岡10月16日、17日)を合わせて指すが、狭義において市内中央部旧町村の産土神である伊曾乃神社の祭礼を指す。本研究における西條祭りにおいても、伊曾乃神社の祭礼を指すこととする。

(2)2002年(平成14年)現在。本研究におけるその他自治会に関するデータは、世帯数、人口等全てに亘り2002年(平成14年)12月現在、及び1965年(昭和40年)から国勢調査実施年のものを基にしている。

(3)西條祭りにおける屋台とは、高さ約5m 重量約2tで直径約1.8mの木車を備え曳く御輿4台、高さ約5m 重量約0.6~0.8tの担ぐだんじり77台を合わせて指す。

(4)祭礼終了後間もない10月18日から約1週間をかけ、2002年(平成14年)度における全81の屋台代表者に対して、アンケート趣旨を伝え手渡し、回答を依頼した。結果、67の屋台から回答を得られ、そのうち有効回答数は58であった。

(5)西條は1636年(寛永13年)に陣屋が開かれる。1670年(寛文10年)には松平頼純が藩主となり、以後明治維新まで10代200年間松平氏3万石の城下町として栄えた。西條祭りは藩主に保護され今まで伝承してきた。

(6)1965年(昭和40年)頃から運行時に台車を使用するだんじりが現れ、現在ではほとんど全てのだんじりにおいて使用される。

(7)把握可能な各屋台の奉納時期を基に、年度毎に奉納される屋台数を算出した。1761年から1842年の間は、はじめて文献に記載された以降は奉納したとし、文献に記載される以前は記載していない前の文献までの間、奉納の可能性があるとした。正確に確認できる文献資料発行年が1761年、1786年、1842年であるため、図では1786年と1842年に急増しているように見えるが、実際はその前後する期間中に増加したと考えるべきである。また、1843年から1928年、1935~52年、1954~58年では、一部の屋台において正確な時期の把握ができないため、それらを奉納の可能性があるとした。

(8)本研究においては、現在奉納されている屋台の運営組織が継続されていることを前提とし、現在の運営組織が興った時期を重視する。また、屋台運営組織の分裂は全て第1期において起こっており、分裂した屋台が某かの理由により奉納を一時中断していたものが全て第2期において再開していることに注目したい。

(9)この場合屋台の格納庫設置場所を指す。

(10)「ほとんど」参加している、参入がないと言えるかどうかを分類の基準とし、同義語の「十中八九」より80%を境界に置く。

(11)補注(10)と同様。ただし、西條における男女比は1:1.07であり、本人の意思により昇き夫になることが可能な者は、女性や子供、老人を除き全人口の約半数。約半数の80%すなわち40%を境界に置く。

(12)昇き夫になる者は全員、屋台毎に昇き夫名簿に登録される。昇き夫名簿とは本来、祭礼時一般道を通行する屋台の使用者として、昇き夫全員の氏名及び住所が掲載された「道路使用許可書」として警察署に提出する文書である。

### 《引用・参考文献》

- 1)「年番日記」(1761)
- 2)山口恵一郎[ほか]編「日本図誌大系」:四国、朝倉書店、1972~1980
- 3)吉本勝(1998)、「西條のおまつり」
- 4)佐藤秀之(1981)、「伊曾乃祭礼楽車考」
- 5)梶岡検事(1993)、「西條市の地理」、愛媛県高教研社会部会
- 6)村上俊行(1977)、「伊よ西条だんじり祭り」